

神戸市立室内小学校施設開放利用規定

I 各開放共通規定

第1条 利用者は、開放管理者・開放指導員の指示に従うほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火災事故、その他の災害を防ぐ。
- (2) 学校の施設・設備を破損しないこと。
- (3) 所定の場所以外の所に立ち入らないこと。
- (4) 使用を終わったとき、ただちに原状に復すること。
- (5) 近隣住民の迷惑にならないこと。
- (6) その他、運営委員会で定められた規則。

(利用の禁止)

第2条 学校施設開放が、次の各項の一つに該当する場合は、その利用を禁止する。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用、その他政治活動のための利用。
- (2) 特定の宗教を指示し、又はこれに反対するための利用、その他宗教活動のための利用
- (3) 営利を目的とする利用。
- (4) その他、利用規定を守らない等、運営委員会が不相当と認めたとき。

(事故責任の所在)

第3条 開放に伴って発生したことについては利用者の責任とし、運営委員会はその責めを負わない。

(利用者の弁償責任)

第4条 利用者は、開放の施設又は設備を故意若しくは過失によって破損又は亡失したときは、弁償の責めを負うものとする。

II 休日運動場

(利用対象)

第5条 利用者は、原則として高校生、青少年以下とする。幼児は、保護者同伴に限る。

(開放の日時)

第6条 開放の日時は、次の通りとする。

◎土曜日、日曜日、祝日

4月～10月	9時～17時
11月～3月	9時～16時半

※ただし、学校行事の都合により、利用できない日もある。

(申し合わせ事項)

第7条

1. 運動場を広く占有して行う野球やサッカーなどの少年・少女の団体スポーツについては、運営委員会に申し出て、運営委員会が差し支えないと認めた場合は、運動場の使用はできるものとする。
2. 子ども会などの行うソフトボール等の競技についても、1項の場合に準じて取り扱うものとする。

(禁止事項)

第8条 次の事項を禁止する。

- (1) 自動車、単車・自転車の運動場への乗り入れ
※校区外からの指導者および利用者については、校舎南側の空きスペースのみに、それらを駐車することを認める。(通行の邪魔にならないよう配慮して駐車する。)
- (2) 危険な遊びや他人に迷惑をかける行為
- (3) 校舎内に立ち入ること (クラブハウスの利用は認める)
- (4) 草木をいためること
- (5) ごみなどを散乱させること
- (6) 学校敷地内の喫煙

Ⅲ休日体育館

(開放の種目)

第9条 体育館開放の種目は、運営委員会の定めるところによる。

(開放の日時)

第10条 開放日は原則として、学校運営に支障のない休日の土曜、日曜日、祝日とする。

(経費)

第11条 体育館開放に要する経費は、原則として利用者負担とし、不足の場合は教育委員会よりの委託料をもってこれに当てる。

ただし、利用者負担が困難なときの必要経費は、前期の委託料をもってこれに当てることがある。

Ⅳのびのびプール

(利用対象)

第12条 利用者は一般市民 ただし、小学校2年生以下は保護者同伴に限る。

(開放の日時)

第13条 開放の日時は、教育委員会の指示によって決定し、原則として7月初旬から8月下旬までの土曜日、日曜日で、次の時間とする。

ただし、学校行事等の都合により、利用できない日もある。

土曜日	日曜日
	10:00~12:00
14:00~16:00	14:00~16:00

(管理指導)

第14条 安全管理と衛生指導のため、次のようにプール開放専任指導員及びプール開放指導員を置く。

- (1) プール開放専任指導員 1名
地域住民より適切な人を運営委員会が推薦し、教育長が委嘱する。
- (2) プール開放指導員 4名 (毎回)
運営委員会が適切な人を選び委嘱する。

(利用者の義務)

第15条 利用者及び保護者は、自己及び他者の安全と衛生に留意することは勿論専任指導員、指導員の指示に従わなければならない。

秩序を乱す者は退場させることがある。

<連絡先> 森 本 078-766-5753 (施設開放運営委員会 会長)
後 藤 078-577-1989 (室内スポーツクラブ 委員長)
岸 本 078-576-0328 (施設開放運営委員会 顧問)
室内小学校 078-691-0917